

認知症高齢者の行方不明事案について

愛知県警察本部
人身安全対策課



警察組織について

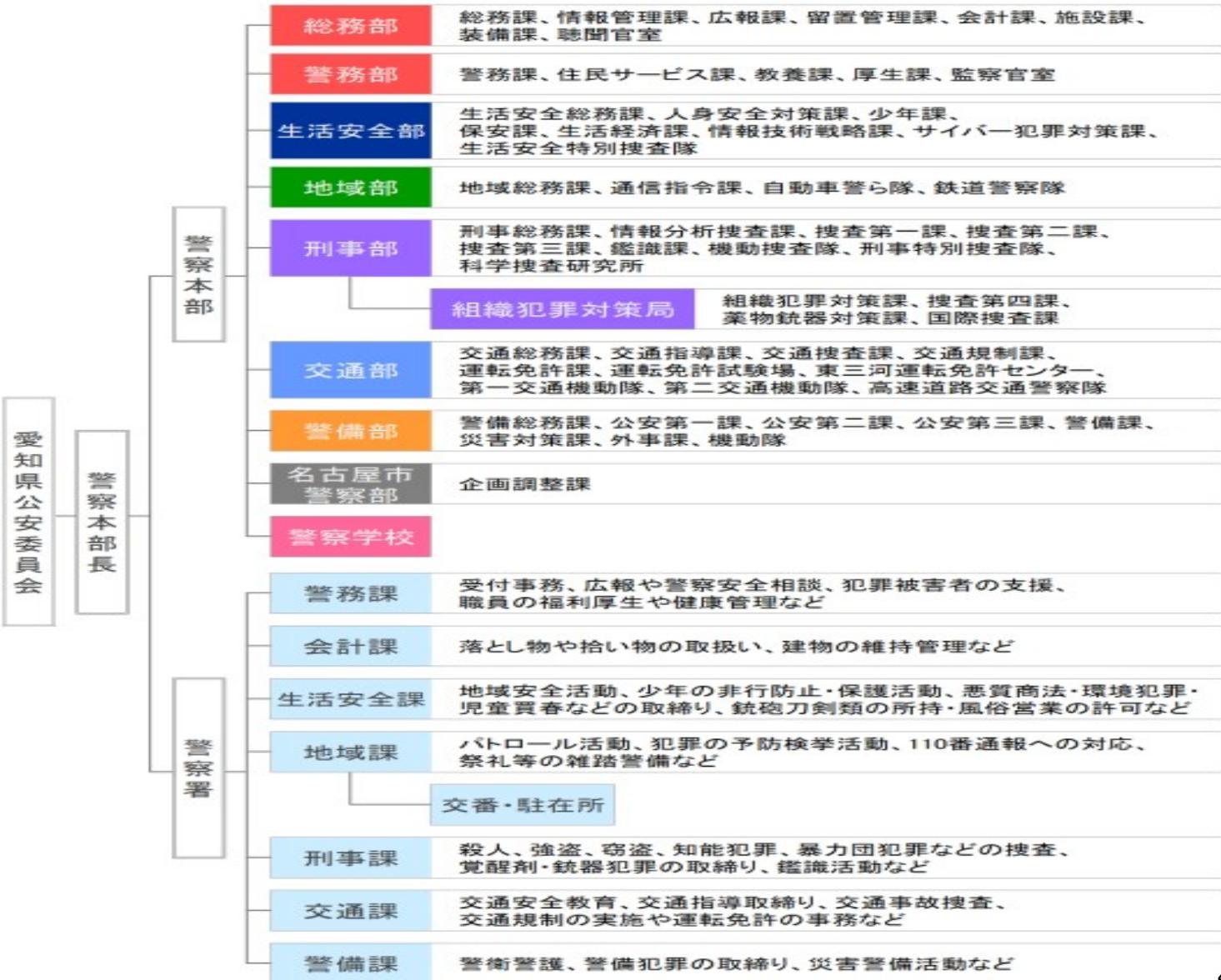
警察組織

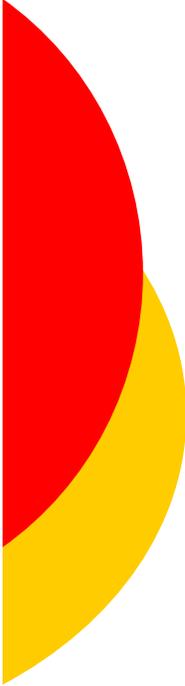
- ・45警察署
- ・警察官 約13,500人
- ・警察職員 約950人
- ・パトカー 約800台
- ・白バイ 約230台
- ・船舶 7隻
- ・ヘリコプター 4機
- ・警察犬 10頭

※令和5年4月1日現在



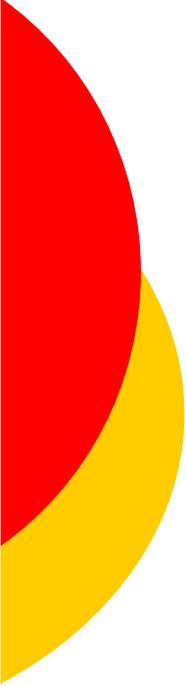
組織図





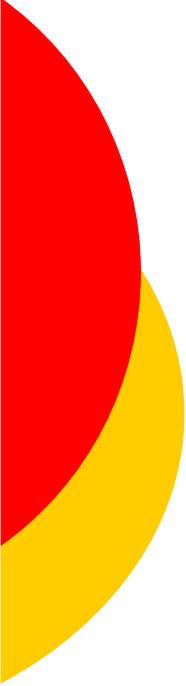
生活安全部

- 生活安全総務課
- **人身安全対策課**
- 少年課
- 保安課
- 生活経済課
- サイバー犯罪対策課
- 情報技術戦略課
- 生活安全特別捜査隊



人身安全対策課

- ・庶務係
- ・人身安全企画係
- ・人身安全指導係
- ・ストーカー・DV対策係
- ・人身安全対処係(3交代勤務)
- ・行方不明・保護係



警察署の生活安全課

- 生活安全係
- 少年係
- 保安係

人身安全対処事案

- ・ストーカー
- ・配偶者暴力(DV)
- ・高齢者虐待、障害者虐待
- ・特異行方不明事案

人身安全対処事案は、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案であり、被害者、被害者の親族その他関係者に危害が加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高い特性を有するもの。



行方不明者の取扱状況

行方不明者届受理件数等

○ 行方不明者届受理件数及び発見数

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年		R4年12月末		
					前年比 (%)	前年同期比 (%)			
総数	5,779	5,815	6,138	5,280	5,712	432 (8.2%)	5,994	282 (4.9%)	
内訳	男性	3,678	3,704	3,881	3,289	3,552	263 (8.0%)	3,841	289 (8.1%)
	構成比	63.6%	63.7%	63.2%	62.3%	62.2%	—	64.1%	—
	女性	2,101	2,111	2,257	1,991	2,160	169 (8.5%)	2,153	-7 (-0.3%)
	構成比	36.4%	36.3%	36.8%	37.7%	37.8%	—	35.9%	—
特異行方不明	3,744	3,703	4,064	3,609	4,077	468 (13.0%)	4,225	148 (3.6%)	
発見数	5,605	5,599	5,911	4,957	5,308		4,752		
発見率	(97.0%)	(96.3%)	(96.3%)	(93.9%)	(92.9%)		(79.3%)		

※ 発見数とは、各年に受理した行方不明者届について、令和4年12月末までに発見した数をいう。



特異行方不明者とは

特異行方不明者

犯罪被害のおそれがある

少年福祉被害のおそれがある

事故遭遇（山岳遭難、水難事故など）

自殺を企図するおそれがある

認知症など自救無能力者 など

早期に所在確認をする必要がある行方不明者

行方不明届を受理した場合の発見活動

- ・全国警察への手配
- ・パトロール等の警察活動を通じた発見活動
- ・警察犬、ヘリコプター等を活用した発見活動
- ・自治体、海上保安庁等、他機関と連携した発見活動



認知症（高齢者）行方不明者の状況

令和4年中の認知症行方不明者受理件数 (警察庁まとめ)

認知症やその疑いがあり、行方不明者として届け出があった件数

全国 18,709人 ……10年前の約2倍
(平成24年中 9,607人)

兵庫県	2,115人	大阪府	1,996人
埼玉県	1,902人	神奈川県	1,780人
愛知県	1,549人		

認知症高齢者の行方不明届受理件数(愛知県)

- 認知症行方不明者 (65歳以上)
 - 平成29年中 1,307人 (うち9人未発見)
 - 平成30年中 1,373人 (うち3人未発見)
 - 令和元年中 1,434人 (うち7人未発見)
 - 令和2年中 1,318人 (うち3人未発見)
 - 令和3年中 1,511人 (うち6人未発見)
 - 令和4年中 1,498人 (うち12人未発見)

※平成29年以降 40人未発見

※令和5年1月5日現在

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年12月末	
						前年同期比 (%)	
行方不明者 受理件数 (人)	5,779	5,815	6,138	5,280	5,712	5,994	282 (4.9%)
高齢認知 症に係る 行方不明 者数 (人)	1,307	1,373	1,434	1,318	1,511	1,498	-13 (-0.9%)
	未発見 9	3	7	3	6	12	6 (100.0%)
	発見 1,267	1,347	1,397	1,281	1,472	1,461	-11 (-0.7%)
	死亡発見 31	23	30	34	33	25	-8 (-24.2%)

認知症行方不明者への対応

家族からの聴取、行方不明の状況、普段の生活状況等から認知症又はその疑いがあると判断した場合

- ・特異行方不明者として受理、手配
- ・最大限の警察官を動員した発見活動
- ・警察犬、ヘリコプター等を活用した組織的な発見活動
- ・市町村が構築する発見ネットワークの活用
- ・県警ホームページに顔写真付きの情報掲載

問題点①

・行方不明・死者数の増加

認知症高齢者の行方不明事案が増加し、それに比例して死亡発見、未発見も増加

令和4年中……33人が死亡発見

※ 生存して発見できた方でも、「用水路を歩いていた」「水田の中で倒れていた」「夜間、道路上で倒れていた」など極めて危険な状態での発見も多い。

問題点②

・複数回行方不明者数の存在

認知症行方不明者の家族等に対して、届出や発見の都度、GPS機器の活用等の再発防止を促しているが、それが受け入れられず、何度も行方不明となる者が多数存在

過去3年間で3回以上行方不明

……約120人

※ 警察へ届出しない家族等もいる

県警が考える新たな施策

- ・警察署で認知した認知症が原因と思われる高齢者の行方不明事案等について、

「**情報提供書**（仮名）」

として各自治体に情報提供する。

- ・情報提供により、警察署と自治体が情報を共有し、連携して認知症高齢者の徘徊対策等に取り組む。



自分の住所、氏名もわからない高齢者が、昼夜を問わず、命を危険にさらしながら徘徊しています。

おわりに

- 認知症高齢者の行方不明事案は、初動対応による早期発見が重要
- 認知症行方不明事案の増加により、検索活動等の警察の業務負担が増加
- 警察と自治体との連携が必要不可欠